

国土建第407号

平成28年1月28日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、東日本大震災からの復興の加速化をはじめ、防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るためには、平成28年1月20日に成立した平成27年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適正な施工を確保することが重要である。

特に、年度末には、資金需要が増大し、建設企業が資金繰りに支障を来す場合も想定されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の早期着手を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成27年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成27年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成27年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成27年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成28年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。